



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*57 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)..... 1

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

(1) 宅地造成等規制法の一部改正に伴い、改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可又は同法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査に係る手数料等の額を定めることとしました。(別表第3第13項第18号関係)

(2) 郵便に関する料金の改定に伴い、放置違反金の納付の督促に要した手数料の額を改定することとしました。(別表第3第15項第2号イ関係)

2 施行期日

(2)の改正規定は令和6年10月1日から、(1)の改正規定は令和7年5月26日までの間において規則で定める日から施行します。

条 例

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月30日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第57号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係) 1~12 略 13 土木関係事務 (1)~(17) 略 <u>(18) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務</u> <u>ア 法第12条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可又は法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査</u>	別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係) 1~12 略 13 土木関係事務 (1)~(17) 略

- (7) 宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積が500平方メートル以内のもの 1件につき 11,800円
- (イ) 宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 19,600円
- (ロ) 宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 34,200円
- (ハ) 宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件につき 49,800円
- (ニ) 宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 65,700円
- (ホ) 宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 92,900円
- (ヘ) 宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件につき 144,200円
- (セ) 宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 1件につき 208,000円
- (ゼ) 宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 1件につき 345,500円
- (ク) 宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 1件につき 498,600円
- (ケ) 宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 1件につき 598,200円
- イ 法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査
- (7) 土石の堆積に係る土地の面積が500平方メートル以内のもの 1件につき 8,000円
- (イ) 土石の堆積に係る土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 9,700円
- (ロ) 土石の堆積に係る土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 11,500円
- (ハ) 土石の堆積に係る土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件につき 14,100円
- (ニ) 土石の堆積に係る土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 20,900円
- (ホ) 土石の堆積に係る土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 23,800円
- (ヘ) 土石の堆積に係る土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件につき 34,300円
- (セ) 土石の堆積に係る土地の面積が20,0

- 00平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 1件につき 46,300円
- (ク) 土石の堆積に係る土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 1件につき 67,000円
- (コ) 土石の堆積に係る土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 1件につき 99,900円
- (ケ) 土石の堆積に係る土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 1件につき 120,700円
- ウ 法第16条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可又は法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 次に掲げる額を合計した額。ただし、その額が598,200円を超えるときは、その手数料の額は、598,200円とする。
- (7) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積、宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積)に応じ、アに規定する額に10分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (イ) 宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積の増加に伴う変更については、増加する宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積に応じ、アに規定する額
- エ 法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 次に掲げる額を合計した額。ただし、その額が120,700円を超えるときは、その手数料の額は、120,700円とする。
- (7) 土石の堆積に関する工事の計画の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、土石の堆積に係る土地の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積に係る土地の面積、土石の堆積に係る土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積に係る面積)に応じ、イに規定する額に10分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (イ) 土石の堆積に係る土地の面積の増加に伴う変更については、増加する土石の堆積に係る土地の面積に応じ、イに規定する額
- オ 法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく中間検査
- (7) 宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積が20,000平方メートル以内のもの 1件につき 4,200円
- (イ) 宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 1件につき 8,400円
- (ク) 宅地造成又は特定盛土等に係る土地

<p>の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 1件につき <u>16,700円</u></p> <p>(エ) 宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 1件につき <u>29,100円</u></p> <p>(オ) 宅地造成又は特定盛土等に係る土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 1件につき <u>41,600円</u></p> <p>14 略</p> <p>15 防犯・交通関係事務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路交通法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第51条の4第13項の規定に基づく督促 1件につき <u>940円</u></p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>16～20 略</p>	<p>14 略</p> <p>15 防犯・交通関係事務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路交通法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第51条の4第13項の規定に基づく督促 1件につき <u>914円</u></p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>16～20 略</p>
---	--

附 則

この条例中別表第3第15項第2号イの改正規定は令和6年10月1日から、同表第13項に1号を加える改正規定は令和7年5月26日までの間において規則で定める日から施行する。